

平成 27 年度
西東京市地域密着型サービス事業者
説明会資料
(地域密着型通所介護(移行予定))

平成 28 年 2 月

西 東 京 市

※現時点の案であり、今後厚生労働省からの通知や
Q&A 等により変更する場合があります。

目 次

第1章 西東京市で事業を行うに当たって	- 3 -
1 西東京市が目指すもの	- 3 -
(1) 「健康応援都市」を目指して	- 3 -
※健康都市とは	- 3 -
※健康都市連合とは	- 3 -
(2) いつまでもいきいきと安心して暮らせるまち 西東京市	- 3 -
2 西東京市の地域密着型サービスが目指すもの	- 4 -
(1) ケアのあり方について	- 4 -
(2) 質の向上の仕組みについて	- 5 -
(3) 地域との共存の仕組みについて	- 5 -
(4) 地域資源等との連携について	- 5 -
第2章 西東京市における地域密着型通所介護への移管	- 6 -
1 移行時期	- 6 -
2 人員、設備及び運営に関する基準	- 6 -
3 指定、更新、変更の手続き	- 7 -
4 新規の指定申請又は更新申請等を行うに当たっての条件	- 8 -
5 他区市町村民の方の利用に関する基準	- 11 -
6 運営推進会議	- 13 -
7 宿泊サービス	- 14 -
8 実地検査	- 15 -
9 請求上の注意点	- 15 -
10 問合せ先 (平成28年2月現在)	- 15 -

第1章 西東京市で事業を行うに当たって

1 西東京市が目指すもの

(1) 「健康応援都市」を目指して

西東京市では、平成23年に「健康都市宣言」を、そして、平成26年7月8日にはWHO（世界保健機関）西太平洋地域事務局の呼びかけにより創設された「健康都市連合」に加盟いたしました。これは都内多摩地域の自治体では初めての試みです。

これからも西東京市では、こころやからだの「健康」はもとより、地域やまち全体の健康を皆様と共に考え、支え合うまち「健康応援都市」を目指していきます。

※健康都市とは

「健康都市とは、継続して都市の物的・社会的環境の改善を行い、人々が互いに助け合い、生活のあらゆる局面で自身の最高の状態を達成するために、都市にある様々な資源を幅広く活用し、さらに発展させていく都市である」と定義されています。

※健康都市連合とは

都市住民の健康を守り、増進することを目的とした国際的なネットワークです。

同連合は「社会的、経済的、物的な環境が、都市住民の健康の重要な要素である」という考えに基づいており、人々の健康に影響を及ぼすあらゆる要因を改善するための取組を進めています。



(2) いつまでもいきいきと安心して暮らせるまち 西東京市

高齢者施策においては、団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）を目途に、重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築の実現が必要となっています。

西東京市ではこの地域包括ケアシステムのイメージとして「健康長寿を目指し、自らの生活を持続できるよう、地域ぐるみで支え合うまち西東京市」の実現に向けて、まちづくりを進めます。

2 西東京市の地域密着型サービスが目指すもの

(1) ケアのあり方について

ア) ケア体制の確保

要支援・要介護の高齢者の約半数に何らかの認知症の症状があると言われています。そのような状況において要介護者への対応はもちろんのこと、地域密着型サービスにおける認知症高齢者への対応は益々重要な位置づけとなってきます。

また、コミュニケーションが困難で、環境の影響を受けやすい認知症高齢者のケアにおいては、環境を重視しながら徹底して本人主体のアプローチを追及することが求められています。このことは本来、認知症高齢者のみならず、全ての高齢者のケアに通じるものであり、次のような点に留意しながらケアの体制を構築していくことが求められます。

- ①在宅生活の継続性を支えるためのケア
- ②24時間・365日の安心を確保するためのケア
- ③様々な状態の利用者のニーズに柔軟に対応できるケア
- ④家族・介護者を支えるためのケア
- ⑤地域と共存していくケア

イ) スタッフのあり方

地域密着型サービスは、利用者をよく理解し、なじみの関係に基づいたケアが基本となります。事業者のケアに対する理念や姿勢、介護スタッフのケアの資質等が高く求められるところであり、次のような点に留意しながらスタッフの体制を構築していくことが求められます。

- ①認知症及び高齢者の虐待に対する基本的な専門知識の習得や研修
- ②利用者のニーズを的確に把握する能力や寄り添って実践するための経験と実践力
- ③24時間・365日の安心を確保するための医療等の他、サービスとの連携やスタッフ体制の確保
- ④地域ケア体制を重視した家族や住民との連携

ウ) 緊急時等の対応

緊急時や終末期の対応については、事前に利用者や家族と協議をし、合意を得ておくことが重要となります。そのことから医療機関において緊急時の受け入れが可能となるよ

う、日頃から複数の医療機関との関係づくりをしておくことが求められます。

(2) 質の向上の仕組みについて

サービスの質の向上には、利用者の選択によってサービスが提供される仕組みが前提となります。

そのためには利用者による適切な選択が行われるように利用者への必要かつ十分な情報提供がなされる必要があります。

(3) 地域との共存の仕組みについて

ア) 地域に開かれた拠点とする

地域住民から閉鎖的な拠点とならないように、常に地域に対して開かれた拠点となるよう運営の仕組みを考えていく必要があります。そのためには、ケアの拠点を地域に置き、利用者以外の方々も出入りすることができる環境づくりが必要となります。

また、地域にある社会資源を上手に活用して利用者を支援するケアに取り込み、日常生活を通して地域に馴染んでいくケアが望まれます。

イ) 地域住民との協働の姿勢を築く

介護保険サービスという事業者側からの視点ではなく、サービスを利用する利用者側からの視点でサービスを展開し、地域住民との協働で拠点を支えていく必要があります。そのためには、利用者や地域住民の声を反映していく姿勢が重要です。

(4) 地域資源等との連携について

ア) 事業者同士の連携による多機能性の確保

地域密着型サービス事業者間の連携や、他の介護サービス事業者との連携により、様々な利用者のニーズに対応できる体制を確保していくことが求められます。また、単身者や夫婦世帯が増加しており、単身者の約4割が借家である状況も考慮する必要があります。

イ) 地域資源の活用

この地域密着型サービスを利用する中心は認知症高齢者の方々であり、医療との連携を図ることも必要となります。

第2章 西東京市における地域密着型通所介護への移管

1 移行時期

(1) 小規模な通所介護事業所の地域密着型サービス等への移行について

小規模な通所介護事業所（利用定員 19 人未満の予定、要介護 1～5 の方）については、少人数で生活圏域に密着したサービスであることを踏まえ、地域との連携や運営の透明性の確保、また、市町村が地域包括ケアシステムの構築を図る観点から整合性のあるサービス基盤を行う必要があるため、平成 28 年 4 月 1 日から地域密着型サービスに移行することとなっています。

※ 要支援 1～2 の方が利用する介護予防通所介護については、保険者により介護予防・日常生活支援総合事業の実施（移行）時期が異なりますので、各保険者に確認してください。西東京市では、平成 28 年 4 月から実施の予定です。

(2) 条例制定時期

市町村における運営基準等の条例制定については施行から 1 年間の経過期間を設けているため、最も遅い場合には、平成 29 年 3 月 31 日施行で運営基準等の条例を制定することが可能です。

この場合、平成 29 年 3 月 30 日までの間であって、市町村において運営基準等の条例を制定施行していない間については、厚生労働省令で定める基準を適用することになります。

2 人員、設備及び運営に関する基準

(1) 西東京市における本サービスに係る人員、設備及び運営に関する基準について

これまで東京都の本サービスに係る条例・規則においては、厚生労働省令の基準と異なる基準は設けておりませんでした。本市においては地域密着型通所介護に係る規定についての条例改正の時期は未定ですが、それまでの間は厚生労働省令（詳細は、平成 28 年 2 月 5 日付け介護保険最新情報 Vol.514 を参照してください。）を適用します。

3 指定、更新、変更の手続き

(1) みなし指定について

小規模な通所介護事業所については、地域密着型通所介護への移行に際し、事業所の所在市町村の長から指定を受けたもの（施行日の前日において当該市町村以外の他の市町村の被保険者が利用していた場合には、当該他の市町村の長から指定を受けたもの）とみなすこととしているため、新たな指定の申請は不要です。なお、みなし指定の有効期間は、平成 28 年 4 月 1 日が開始日ですが、満了日は移行前に通所介護として指定を受けた満了日がそのまま引き継がれます。

また、地域密着型通所介護に位置付ける際の判断基準となる利用定員については、事業所が改めて届出を行う場合を除き、現在届出がなされている利用定員で判断することとしており、事業所は特段の手続きを行う必要はありません。

(2) 指定、更新、変更の手続きについて

小規模な通所介護事業所については、平成 28 年 3 月 31 日までは東京都（東京都保健福祉財団）で受け付けることとなり、平成 28 年 4 月 1 日から地域密着型通所介護事業所の指定、更新、変更手続きの受付については、事業所の所在市町村になります。なお、具体的手続き方法等については、次の表 1 のとおりとする予定です。

表 1

西東京市内に所在する事業所の場合	
新規指定 必要書類	指定予定日の 2 月前の末日まで ※平成 28 年度は平成 28 年 4 月頃から受付を開始する予定です。
	指定申請書
	付表(含別紙)
	添付書類一式
	介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（加算算定用の書類添付は不要）
変更届 必要書類	変更後 10 日以内（速やかに） ※所在地を変更する場合は、同一圏域内の場合は変更届のみですが、圏域も変更となる場合は、事前相談のうえ地域密着型サービス等運営委員会の承認を要するものとします。
	変更届出書

	付表(含別紙) 変更内容により従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表・役員名簿・加算体制等状況一覧表等
加算届	毎月15日(必着) ⇒翌月からの適用 必要書類・・・加算体制等状況一覧(加算算定用の書類添付は不要)。 必ず加算の変更適用年月日を記載する。
廃止・休止・再開	毎月15日(必着) ※廃止の場合は、事前相談のうえ地域密着型サービス等運営委員会の承認を要するものとします。 添付書類・・・事業所が事業を廃止・休止・再開した場合その届出書
指定更新	指定有効期間満了日まで 指定更新申請書 更新 付表(含別紙) 添付書類一式

4 新規の指定申請又は更新申請等を行うに当たっての条件

(1) 新規の指定申請に係る条件

市町村長は、地域密着型サービスの指定を行うに当たって、関係者の意見の反映(介護保険法第78条の2第7項)や当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付する(介護保険法第78条の2第8項)ことができることとされています。平成28年4月以降の新規指定に係る取扱いについては、次の表2のとおりです。

表2

関係者の意見反映	
地域密着型サービス等運営委員会における議論を踏まえて条件を設定します。その条件に基づき担当課において指定手続きを行います(随時受付)。指定の結果については、本運営委員会に報告します。	
適正な運営を確保するために必要と認める条件	
1 バランスのとれた圏域への配置	■指定申請が可能な圏域の設定
2 事業運営に適正な能力、資力	■指定の欠格、取消事由に該当しない

	等を有する法人、団体	こと ■ 介護サービス提供の実績 ■ 暴力団又は暴力団員でないこと ■ 納税義務を有する税金を滞納していないこと
	3 要支援者等への配慮	■ 総合事業への参入

(2) 新規の指定申請に係る条件の具体的取扱い

① 指定申請が可能な圏域の設定

第6期西東京市介護保険事業計画においては、地域密着型通所介護についての整備目標は定めておりませんが、地域密着型サービスは日常生活圏域ごとにバランスを保ちながら整備を進めていくこととしております。従って第7期西東京市介護保険事業計画が策定されるまでの間は、現在の整備状況を踏まえて指定申請が可能な圏域（表3参照）を設定します。

表3 地域密着型通所介護の圏域別事業所数及び定員数(平成28年4月見込)

項目	北東部	中部	西部	南部	合計
事業所数	14	9	7	11	41
定員数	142	86	72	123	423
指定申請が可能な圏域	×	○	○	×	—

設定期間 平成28年4月1日～平成30年3月31日

② 事業運営に適正な能力、資力等の運用方法

必要とする事業運営に適正な能力、資力等について、あらかじめ内容を申告・誓約していただきます。そのうえで後日、申告・誓約内容に相違があった場合は、やむを得ない場合を除き原則として指定を取り消します。

③ 西東京市介護予防・日常生活支援総合事業への参入

本市で地域密着型通所介護の指定を行うにあたっては、要支援又は事業対象者に対してサービス提供を行う西東京市の総合事業への参入を要請します。

(3) 更新申請等に係る条件

更新申請については、地域密着型通所介護以外の地域密着型サービスについては、事前に市の実地検査を受けたうえで、西東京市地域密着型サービス等運営委員会で事前の承認を得た事業者について更新申請を行っております。ただしこの地域密着型通所介護については委員会の関与が努力規定とされたことから更新手続きを行ったあとに事後報告の形をとることを予定しています。

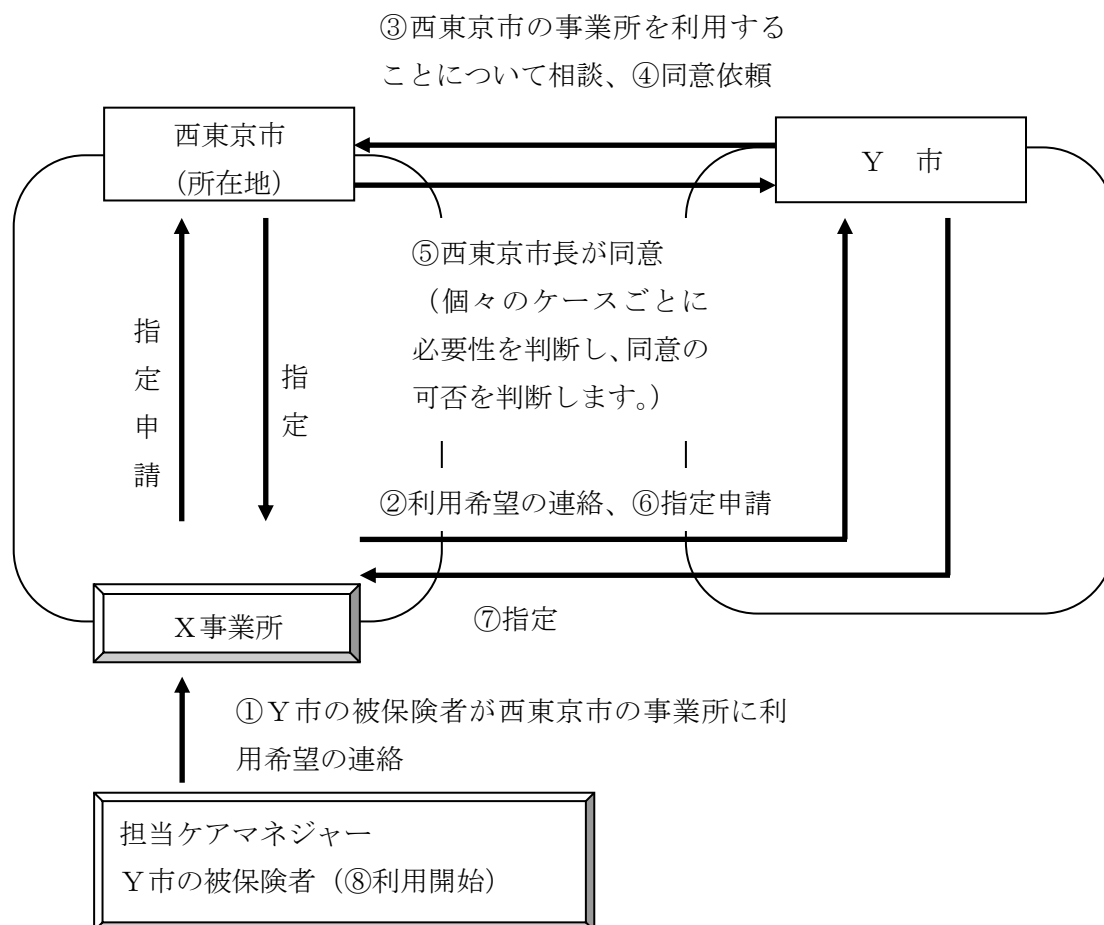
5 他区市町村の方の利用に関する基準

(1) 地域密着型サービスへの移行時の取扱い

平成 28 年 4 月 1 日施行の前日（平成 28 年 3 月 31 日）において、他市町村の被保険者 A が地域密着型となる通所介護事業所を利用している場合は、当該通所介護事業所は他市町村の「みなし指定」を受けます。これは当該他市町村の当該利用者 A のみについてであり、当該利用者 A 以外の他市町村の別の利用者 B（施行後に新たに利用する者）については、「みなし指定」の効果は及びません。B が利用するためには、改めて当該利用者 B について他市町村の地域密着型サービスの指定を受ける必要があります。

※ 一度保険者から指定を受けた事業所も、新たな利用者ごとに同意が必要となりますので、十分ご注意ください。

(2) 西東京市の「指定地域密着型通所介護」の指定を受けた事業所が、他区市町村の被保険者を新たに受け入れる場合の手続き

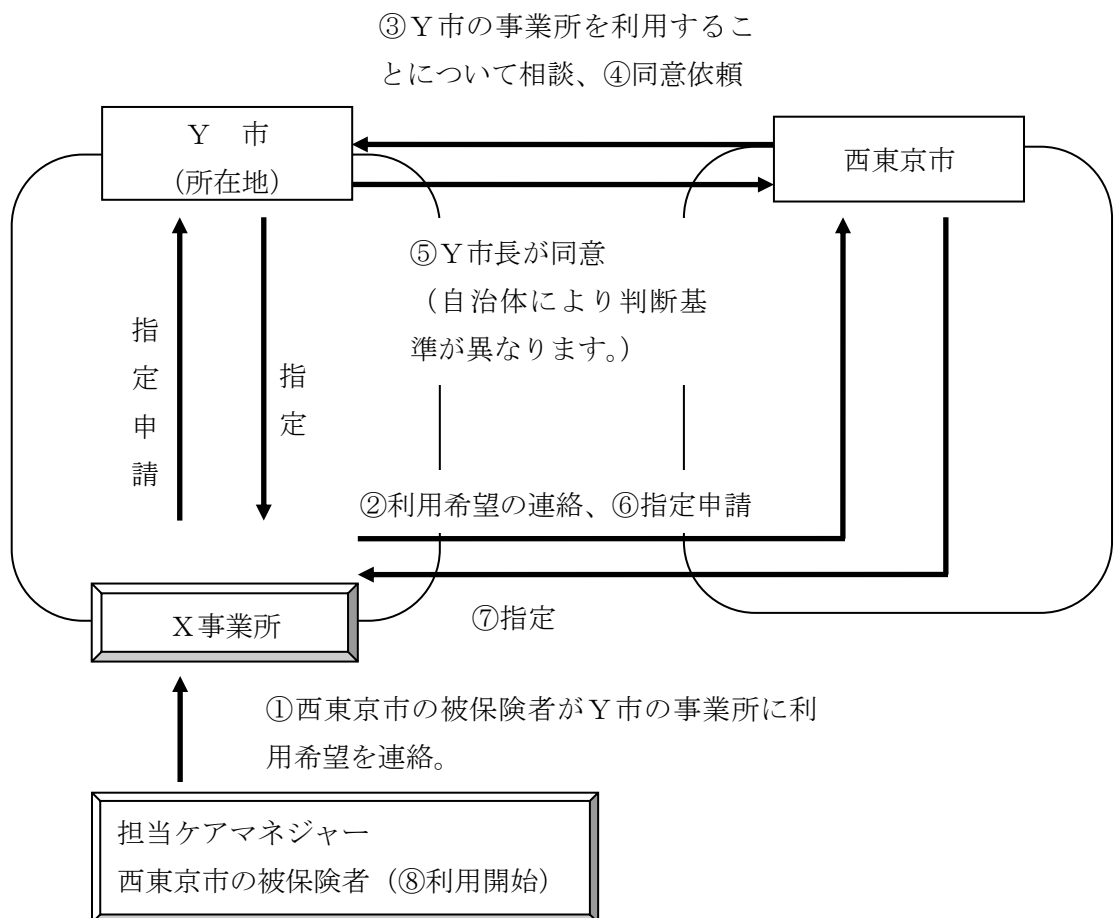


西東京市の同意については、個々のケースごとに必要性を判断しますが、概ね次のようなことを勘案して判断します。

- ア 当該事業所の定員の空き状況、待機者数など。
- イ 指定について同意すべき適正な理由が認められること。
- ウ 他区市町村に所在する事業所において、利用を希望する被保険者の必要とするサービスを提供できない相当な理由があること。
- エ 他区市町村の了承が得られることなど。

※ なお地域密着型通所介護は、特定地域密着型サービスであるため、住所地特例対象者については、他区市町村の保険者であっても同意・指定の手続きは不要です。

- (3) 西東京市の被保険者がY市の「指定地域密着型通所介護」の指定を受けた事業所を利用する場合の手続き



(4) 西東京市における同意協定について

区市町村長間の協議により事前の同意があるとき（協定書の締結）は、他区市町村に所在する事業所の指定に当たって、介護保険法第78条の2第4項第4号及び第115条の12第2項第4号の所在地区市町村長の同意を要しないものとする（第78条の2第9項及び第115条の12第7項関係）ができるものとされています。つまり、協定書を事前に締結した区市町村とは同意・指定手続きを経ることなく、他区市町村の地域密着型サービス事業所の利用が例外的に可能となります。

ただしこの制度を利用する場合の地域密着型通所介護事業所は、毎月事業所所在地の区市町村に他区市の利用者の人数と利用回数を報告し、所在地以外の区市町村の保険者には、被保険者番号を記した名簿を提出していただくことが必要です。

現在、隣接の都内区市に対して協定の締結に向けて協議を行っています。協定の締結が決まりましたら、改めてご連絡いたします。

具体的には何の手続きが省略されるの？

(2) の事例でいうと・・・

Y市の被保険者が1人目の場合・・・③から⑤が省略

Y市の被保険者が2人目以降の場合・・・②から⑦が省略

6 運営推進会議

(1) 開催回数

小規模な通所介護については、地域密着型サービスに移行するのにあわせて基準の改正により、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される運営推進会議の開催が必要となります。概ね6月に1回以上開催することを要します。

なお、運営推進会議の内容については別紙資料をご参照ください。

7 宿泊サービス

(1) 夜間及び深夜のサービスを実施する場合の運営基準

指定通所介護事業所の設備を利用して、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービス（以下「宿泊サービス」という。）を提供する場合は、介護保険制度外の自主事業ですが、泊まりの環境が十分でない等の問題点も指摘されていることなどを踏まえ、利用者保護の観点から、指定通所介護の利用者に対するサービス提供に支障がないかどうかを指定権者が適切に判断できるよう、平成 27 年 4 月 1 日から宿泊サービスの内容を届け出るとともに、事故報告の仕組みを構築することとし、基準省令の見直しが行われました。

(2) 宿泊サービスの届出

地域密着型となる小規模通所介護の宿泊サービスの届出については、平成 28 年 3 月 31 日までは東京都に、平成 28 年 4 月 1 日以降は西東京市に届出をしていただくようになります。平成 28 年 3 月 31 日までに東京都に提出された届出は、平成 28 年 4 月以降に西東京市に書類が移管される予定となっています。

なお、この宿泊サービスの基準については、平成 27 年 4 月 30 日付け老振発 0430 第 1 号、老老発 0430 第 1 号、老推発 0430 第 1 号発出の「指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針について」に基づき、当該指針に沿った事業運営が必要となります。

本市においては、当該指針を踏まえた東京都の区域（八王子市を除く区域をいう。）における指定通所介護事業所の設備を利用して夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービス（以下「宿泊サービス」という。）を提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 23 年 4 月 28 日付け 23 福保高介第 203 号。以下「都基準」という。）に沿って、届け出を行っていただくことを予定しています。

8 実地検査

(1) 西東京市における実地検査

これまで指定通所介護事業所の指導検査は、東京都を中心に実施していたと思われていますが、今後は西東京市が指導検査を行っていくこととなります。平成 27 年度から試行的に実施し、平成 28 年度からは本格的に実施する予定としております。検査実施通知書が届きましたら、ご協力くださいますようお願いいたします。

9 請求上の注意点

平成 28 年 3 月のサービス提供分までについては、これまでどおりの請求となります。平成 28 年 4 月のサービス提供分以降については、介護保険最新情報で確認してください。

また、介護職員処遇改善加算については、平成 27 年度までは東京都に対して申請、報告となりますが、平成 28 年度からは西東京市に申請、報告となります。

10 問合せ先 (平成 28 年 2 月現在)

西東京市 健康福祉部 高齢者支援課 介護指導給付係

〒202-8555 西東京市中町 1-5-1

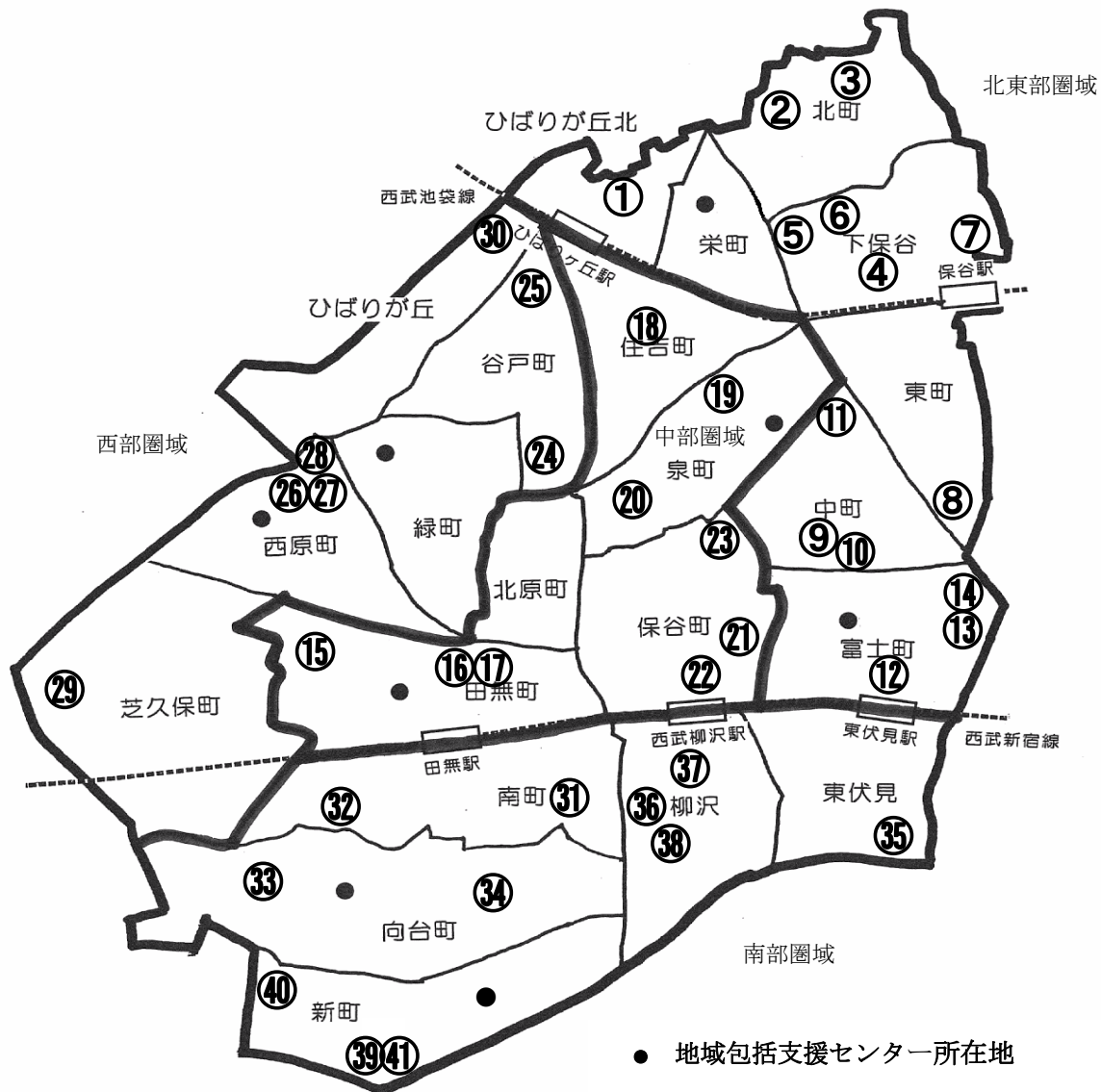
西東京市役所 保谷保健福祉総合センター 1 階

電 話 042-438-4030 (直通)

F A X 042-438-2024

E-mail f-kourei@city.nishitokyo.lg.jp

事業所位置図 (H27.10.1 現在)



地域密着型通所介護の圏域別事業所数及び定員数(平成28年4月見込)

地域密着型通所介護	北東部	中部	西部	南部	合計
事業所数	14	9	7	11	41
定員数	142	86	72	123	423

事業所表示番号

①	デイサービス ポシヤル	(北東部圏域) 定員 10 人
②	デイサービスかたくりの里 ひばりが丘	(北東部圏域) 定員 10 人
③	リハビリデイサービス n a g o m i 西東京店	(北東部圏域) 定員 15 人
④	結いの家・みかんの木	(北東部圏域) 定員 10 人
⑤	デイサービス咲楽家 第2	(北東部圏域) 定員 10 人
⑥	レジリハデイサービスまあぶる	(北東部圏域) 定員 8 人
⑦	アテインケアサービス	(北東部圏域) 定員 10 人
⑧	デイサービスゆうしん	(北東部圏域) 定員 10 人
⑨	デイサービス 夏の庭	(北東部圏域) 定員 9 人
⑩	デイサービス秋の雲	(北東部圏域) 定員 10 人
⑪	デイサービスセンター椿・保谷	(北東部圏域) 定員 10 人
⑫	リハビリデイサービス ステップぱーとなー東伏見	(北東部圏域) 定員 10 人
⑬	りんごの歌 富士町	(北東部圏域) 定員 10 人
⑭	咲楽トレーニング	(北東部圏域) 定員 10 人
⑮	GENK I N E X T 西東京田無町	(中部圏域) 定員 10 人
⑯	デイサービスゆうしん 田無	(中部圏域) 定員 10 人
⑰	リハビリデイサービスすきやき	(中部圏域) 定員 10 人
⑱	さくらサポート 住吉町	(中部圏域) 定員 10 人
⑲	デイサービス わがや	(中部圏域) 定員 10 人
⑳	シェモア白樺	(中部圏域) 定員 6 人
㉑	デイサービス本舗 西東京	(中部圏域) 定員 10 人
㉒	レッツ倶楽部・西東京	(中部圏域) 定員 10 人
㉓	デイサービス いずみ S P A 保谷町	(中部圏域) 定員 10 人
㉔	茶話本舗デイサービス 田無	(西部圏域) 定員 10 人
㉕	リハビリデイサービス ステップぱーとなーひばりが丘	(西部圏域) 定員 10 人
㉖	デイセンター 西原たいそうくらぶ	(西部圏域) 定員 12 人
㉗	デイサービスセンター椿・ひばりが丘	(西部圏域) 定員 10 人
㉘	茶話本舗デイサービス西原亭	(西部圏域) 定員 10 人
㉙	デイサービス すみなす	(西部圏域) 定員 10 人
㉚	ステップぱーとなー ひばりが丘第2	(西部圏域) 定員 10 人
㉛	スマイルデイサービス笑み	(南部圏域) 定員 10 人
㉜	こころデイサービス田無	(南部圏域) 定員 10 人
㉝	デイサービスセンター たいそうくらぶ	(南部圏域) 定員 15 人
㉞	ストレッチくらぶ	(南部圏域) 定員 10 人
㉟	リハビリデイサービス ステップぱーとなー 武蔵野	(南部圏域) 定員 10 人
㊱	有限会社 やぎさわケアプランセンター	(南部圏域) 定員 10 人
㊲	デイサービス オリーブリーフ	(南部圏域) 定員 10 人

- | | | |
|----|--------------|----------------|
| ③⑧ | デイサービス ぼぼたん | (南部圏域) 定員 10 人 |
| ③⑨ | 和のいえ 櫻井 | (南部圏域) 定員 18 人 |
| ④⑩ | おとなりさん。小金井公園 | (南部圏域) 定員 10 人 |
| ④⑪ | だんらんの家 武蔵境 | (南部圏域) 定員 10 人 |

運営推進会議の実施方法

1 目的

事業者が自ら会議を設置し、利用者、利用者家族、市職員又は地域包括支援センター職員、地域住民の代表者、地域密着型通所介護に知見を有する者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにし、必要な要望や助言を聞き、地域に開かれたサービスを行い、サービスの質の確保を図ることを目的としています。

2 構成員

(1) 利用者や利用者の家族

※今までのところ利用者家族の方が参加される場合が多い状況です。

(2) 地域住民の代表者、地域密着型通所介護に知見を有する者

※町内会役員、民生委員、老人クラブの代表者の他、建物オーナー、近隣のボランティアの方、近隣の医師や薬剤師の方などにお問い合わせするケースなど様々です。

(3) 市の職員又は地域包括支援センターの職員

※現在、市職員と地域包括支援センターの職員の運営推進会議の参加の役割分担について調整中ですので、決まりましたら改めてご連絡します。

3 運営推進会議の内容について

これまで認知症高齢者グループホームで行われてきた主な内容は以下のとおりですが、必ずしも統一的に定めたものではありません。またデイサービスの事業所の運営推進会議については、これまでの実績がありませんので、参考として情報提供いたします。

- ・利用者数、平均年齢、平均要介護度
- ・日常のサービス提供状況や、イベント等（家族会、敬老行事、納涼祭など）の開催状況
- ・事故やヒヤリハットの件数、発生状況と今後の事故防止に向けた取組方針、防止策
- ・利用者の健康管理に係る事業所の取組
- ・防災の取組（避難訓練の実施状況）の報告
- ・地域連携（地域の祭りへの参加等）の取組に係る報告

4 運営推進会議の実践例

「認知症グループホームにおける運営推進会議の調査実態・研究事業」（（社）日本認知症グループホーム協会（平成20年度独立行政法人福祉医療機構「長寿・子育て・障害者基金等」））を参考にしてください。ただし認知症高齢者グループホームのように外部評価は義務付けられていません。

5 実施日時

特に定めはありませんので、構成員の方々が参加しやすい日時を設定するようにお願いします。認知症高齢者グループホームでは、平日の昼間や土日の昼間など各事業所で様々な日時を設定しています。

6 会議の記録

個人情報の取扱いに注意して、運営推進会議の報告、評価、要望、助言等内容については記録を作成してください。

運営推進会議に関するQ & A

(厚生労働省通知、Q & A等から抜粋、一部改定しております。)

Q 1 運営推進会議の開催は概ね6月に1回とされているが、定期開催は必須か。

A 1 必須です。

Q 2 構成員のところで示されている方々について、必ず構成員とする必要があるのか。

A 2 サービスの質を確保する点から、原則として、例で示している構成員とする必要がありますが、毎回の運営推進会議に全ての構成員が参加しなければならないという趣旨ではありません。会議の議題に応じて、適切な関係者が参加することで足りるという考えです。

Q 3 構成員のうち同一人物が「利用者の家族」と「地域の代表者」、「地域密着型通所介護に知見を有する者」などを兼ねることは可能か。

A 3 「利用者の家族」については利用者の家族として、事業運営を評価し、必要な要望等を行うものであり、利用者の声を代弁するといった役割もあるため、他の構成員とは立場が異なることから、兼務することは想定していません。「地域住民の代表者」や「知見を有する者」の兼務はあり得ると考えられます。

Q 4 複数の事業所の運営推進会議を合同で開催してもよいか。

A 4 複数の事業所の運営推進会議を合同で開催することは、利用者のプライバシーの確保の観点から、原則として認められません。ただし、複数の地域密着型サービス事業所を併設している場合は認められます(例えば小規模多機能型居宅介護と認知症高齢者グループホームの併設事業所など)。

介護報酬の加算届に関する Q & A

(東京都区市町村説明会 Q&A 平成 28 年 2 月 1 日版より)

Q 1 平成 28 年 4 月 1 日に地域密着型通所介護事業所に移行する事業者における、平成 28 年 4 月 1 日適用の加算届の提出について変更が必要か。

A 1 東京都からの回答は次のとおりです。

○平成 28 年 4 月 1 日適用で従来の届出内容を変更しない場合
改めての加算届の提出は不要です。

○平成 28 年 4 月 1 日適用で従来の届出内容を変更する場合

- ① 平成 28 年 3 月 15 日（火曜日）【必着】までに、各区市町村（事業所の所在地ではないが、その事業所を利用している被保険者がいる区市町村も含む。）へ加算届を提出することによって、平成 28 年 4 月から変更後の内容での算定が可能になります。
- ② 上記期限を過ぎて提出された場合（書類の不備・不足等で期限までに受理できない場合を含む）で、4 月 15 日までに要件を満たしていることが確認されたものは平成 28 年 5 月 1 日適用となります。
- ③ 既に指定通所介護事業所として届け出ている加算を取り下げる場合は、平成 28 年 3 月 31 日までの提出分【必着】までは東京都が受理しますが、平成 28 年 4 月 1 日以降の提出分は各区市町村（事業所の所在地ではないが、その事業所を利用している被保険者がいる区市町村も含む。）へ届出が必要です。

地域密着型サービス（地域密着型通所介護）事業所アンケート結果報告書
（中間報告②）

アンケートの目的：

西東京市における地域密着型通所介護の基準づくり等の参考するため、事業所の現状把握を目的として実施。

アンケート対象事業者：

西東京市の地域密着型通所介護に移行予定の 41 事業所

アンケート回答数：

25 事業所（11 月 13 日時点） 回答率 61.0%

アンケート期間：

平成 27 年 10 月 26 日～11 月 9 日

1 宿泊デイの実施状況（N=24）

	北東部	中部	西部	南部	合計
事業所数 （箇所）	2	1	1		4

2 総合事業の実施予定（N=24）

	北東部	中部	西部	南部	合計
有（箇所）	4		3	4	11
無（箇所）			1	3	4
未定（箇所）	3	5	1		9

3 利用率（平均）（N=24）

	北東部	中部	西部	南部	合計
平成 25 年 4 月 （%）	48.8	19.0	56.5	58.7	47.7
平成 26 年 4 月 （%）	55.4	56.1	72.9	60.8	61.5
平成 27 年 4 月 （%）	52.6	58.7	78.6	62.0	63.5

4 保険者が西東京市の利用者の方が占める割合 (N=24)

	北東部	中部	西部	南部	合計
平成 25 年 4 月 (%)	56.8	100.0	90.1	54.0	70.2
平成 26 年 4 月 (%)	49.1	92.5	85.7	78.0	73.2
平成 27 年 4 月 (%)	64.2	94.5	88.5	79.8	80.1

5 定員 (N=24)

1 日	北東部	中部	西部	南部	合計
10 人以下 (箇所)	2	2	3	5	12
10 人超 19 人未満 (箇所)				1	1

半日	北東部	中部	西部	南部	合計
10 人以下 (箇所)	4	2	1	1	8
10 人超 19 人未満 (箇所)	1	1	1		3

6 利用者の方からの声など (N=23) 複数回答

内 容	件数
・泊まり、延長の要望	6
・機能訓練により体の状態が維持できた、改善した	5
・このまま利用を続けられるのか	4
・自分の好きな時間に・好きなサービスを利用したい	3
・他市の方、要支援の方から実費でよいので続けたい	2
・介護保険が分かりづらい	2
・ここを使えなくなるのか	2
・要支援の方の利用回数に関する希望	2
・サービス提供時間をもう少し短くしてほしい	2
・話をする時間がもっとあるとよい	1
・近くて助かる	1
・半日だとありがたい	1
・デイサービスだと送迎付きで体を見てもらえる	1
・主に独居の方が自立した生活が送れるような在宅サポートの希望	1
・古民家のデイサービスなので落ち着く	1

・デイが運営するアパートがあると、家族の介護事情が悪くなっても通える	1
・健康面の相談ができてありがたい	1
・炭酸泉入浴は関節や神経の痛みが和らぐ	1

7 主な事業の実施内容、事業所のPRポイント (N=23) 複数回答

内 容	件数
・マシントレーニング、マッサージ、ストレッチなど	7
・1人1人にあったサービスの提供	6
・手作り、調理法にこだわった食事の提供	4
・歩行訓練やレクリエーションを通じた機能向上	3
・頭の体操、口腔体操、音楽体操、レクリエーションを通じた身体機能の向上	3
・パワーリハビリ、シナプソロジー等身体と脳の体操	2
・親子で運営している家庭的なデイサービス	1
・入浴専門のデイサービス	1

8 地域との交流で実施している内容 (N=23) 複数回答

内 容	件数
・特になし	9
・近隣の住民、ボランティア、保育園などとの交流	8
・地域包括支援センターが行うイベントなどへの参加	6
・地域で行う市、社会福祉協議会のイベントなどへの参加	2

9 事業展開を進めていくうえでの課題、ご意見 (N=22) 複数回答

内 容	件数
・事業所の利用率の向上	6
・人材の確保	4
・職員のキャリアアップ、スキルアップ	3
・報酬改定による減収のため、基準緩和・報酬の見直しなど	3
・介護予防制度の見直しに伴う受け皿づくり	2
・人件費等の経費の削減	2
・スタッフ、利用者、家族、ケアマネなどの情報の共有	1
・運営内容の充実	1
・行政による事業所やサービスの周知	1
・西東京市内からの利用者の確保	1
・ストレッチの運動効果への理解促進	1